

水道直結式スプリンクラー設備の設置等に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、水道直結式スプリンクラー設備の設計及び工事並びに維持管理等について、消防法（昭和23年法律第186号）、水道法（昭和32年法律第177号）及び天理市水道事業給水条例（平成9年12月天理市条例第37条）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 水道直結式スプリンクラー設備 給水装置に直結して設置されたスプリンクラー設備をいう。
- (2) 所管消防署 水道直結式スプリンクラー設備を設置しようとする場所を所管する本市の消防署をいう。
- (3) 消防設備士 消防法第17条の6第2項に規定する甲種消防設備士をいう。
- (4) 乾式スプリンクラー設備 作動時以外は通水されない構造の水道直結式スプリンクラー設備をいう。
- (5) 湿式スプリンクラー設備 常時通水常態となる構造の水道直結式スプリンクラー設備をいう。

(事前協議)

第3条 水道直結式スプリンクラー設備を設置しようとする者は、あらかじめ所管消防署及び天理市上下水道局（以下「上下水道局」という。）と協議を行うものとする。

(設計)

第4条 配水管又は給水管（内線支管）から分岐して設けられた給水管からスプリンクラーヘッドまでの部分についての水理計算等は、消防設備士が行うものとし、メーター口径については上下水道局と協議の上、決定するものとする。この場合、スプリンクラー設備とそれ以外の設備の同時使用は、考慮

しなくても良いものとする。

- 2 水道直結式スプリンクラー設備を設置する給水装置を分岐しようとする配水管の給水能力の範囲内で、水道直結式スプリンクラー設備の正常な作動に必要な水压及び水量が得られるものであること。ただし、配水管に影響を与える過大な水量を必要とする場合は、貯水槽方式とすること。
- 3 水道直結式スプリンクラー設備が、水道メーターの下流側に設置されていること。
- 4 乾式スプリンクラー設備を設置する場合は、当該設備の上流側の配管の分岐部に止水栓及び逆止弁を設置し、電動弁等により排水できる構造であるとともに、外部からの害虫等の進入を防ぐ措置が施されていること。
- 5 湿式スプリンクラー設備を設置する場合は、停滞水の防止措置、逆流防止措置及び凍結防止措置が施されていること。

(施工)

第5条 水道直結式スプリンクラー設備の工事は、消防設備士の指導により、天理市指定給水装置工事事業者が施工するものとする。この場合において、必要に応じて所管消防署及び上下水道局と協議を行うものとする。

(維持管理)

第6条 水道直結式スプリンクラー設備の所有者は、給水管及び配水管の水質及び水压等に影響を及ぼさないよう、適正な維持管理を行うものとする。

- 2 水道直結式スプリンクラー設備の維持管理上の必要事項及び連絡先を、見やすいところに表示し周知するものとする。

(周知)

第7条 断水、配水管の水压の低下等により、水道直結式スプリンクラー設備の性能が十分発揮されない恐れがあるときは、ただちにその旨を水道直結式スプリンクラー設備の所有者に周知するものとする。

第8条 消火用貯水槽式スプリンクラー設備を貯水槽式で使用する場合は、水質管理区分は、設置者の管理範囲とする。

(了知事項)

第9条 水道直結式スプリンクラー設備の所有者は、次の各号について天理市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に誓約書（様式）を提出する

ものとする。

- (1) 断水、配水管の水圧の低下、火災時の作動不良、その他水道直結式スプリンクラー設備の性能が十分発揮されないことにより、人及び財産に被害が生じることがあっても、管理者はその責めを負わないものとする。
- (2) 借家人その他利害関係人に対し、前項の条件を了知させるものとする。
- (3) 水道直結式スプリンクラー設備の所有者を変更するときは、前2号の事項について、譲渡人に熟知させるものとする。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、水道直結式スプリンクラー設備の設置等について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年11月1日から施行する。

様式

誓 約 書

平成 年 月 日

天理市上下水道事業管理者
様

(申請者)

住所

氏名

印

スプリンクラー設備を設置するに当たり、下記事項を遵守することを誓約いたします。

記

- 1 断水、配水管の水圧の低下、火災時の作動不良、その他スプリンクラー設備の性能が十分発揮されないこと又は、火災時以外の作動により、人及び財産に被害が生じることがあっても、天理市上下水道事業管理者に責任を求めません。
- 2 スプリンクラー設備が設置された家屋及び部屋を賃貸する場合は、借家人その他利害関係人に対し、前項の条件が付帯していることを了承させます。
- 3 スプリンクラー設備の所有者を変更するときは、前2項の事項について、譲渡人に了承させ書面等で引継ぎを致します。
- 4 消火用貯水槽式スプリンクラー設備による貯水槽は消火用のみに使用し、直圧直結給水管とのクロスコネクションは行いません。

緊 急 時 連 絡 先

平成 年 月 日

＊ 水道直結式スプリンクラー設備の所有者及び管理者

住 所	
氏 名	
電話番号	

注 1 断水、配水管の水圧の低下等により、水道直結式スプリンクラー設備の性能が十分発揮されない恐れがあるときは、上下水道局から、ただちにその旨を水道直結式スプリンクラー設備の所有者及び管理者に連絡します。

注 2 水道直結式スプリンクラー設備の所有者及び管理者が変更になったときは、速やかに上下水道局に報告して下さい。

＊水道局記入欄

受付番号	戸 番 図	水 栓 番 号	引込口径
—	—	— — —	φ mm